あおぞらインターネットバンキング規定

あおぞらインターネットバンキング規定(以下「この規定」といいます。)は、契約者ご本人(以下「お客さま」といいます。)が自らの計算においてあおぞらインターネットバンキング(以下「インターネットバンキング」といいます。)を利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定(準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定を含みます。)の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、インターネットバンキングを利用するものとします。

1. (あおぞらインターネットバンキング)

(1) インターネットバンキングは、お客さまが、当行所定のパーソナルコンピュータ、スマートフォン等の端末機器(以下「端末」といいます。)からインターネットを通じて当行所定の取引等の依頼をする場合に、当行所定の前提要件が充足されていることが当行において確認できることを条件として、利用することができます。お客さまは、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、お客さまの負担および責任においてインターネットバンキングの利用に適したパソコンの動作環境を準備し維持するものとします。インターネットバンキングのご利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、端末等の導入費用等については、お客さまが負担するものとします。

(2) 利用可能なサービス

お客さまがご利用いただけるサービス(以下「本サービス」といいます。)は、後記 3. のとおりとします。ただし、一部の店舗ではご利用いただけないサービスがあります。また、端末の種類によっては本サービスの対象となる取引は異なることがあります。なお、お客さまがご利用いただけるサービスの種類・内容等は、将来、当行の都合で改廃・変更(インターネットバンキングのご利用可能端末を追加しまたは仕組預金など利用可能な取引を追加する等の改廃・変更を含みます。)されることがあります。

(3) 利用可能なお客さま

本サービスをご利用いただけるお客さまは、当行本支店にお客さま名義の普通預金口座を有し、かつ、当行本支店で書面その他当行所定の方法によりインターネットバンキングの申込をした日本国内に居住する個人で、当行が利用を認めたお客さまとします。

なお、お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行 所定の方法により当行へ届出のうえ、インターネットバンキングの利用契約(以下「本契約」とい います。)を解約しなければならないものとします。

(4) 利用口座

- ① 利用口座は、申込店(お客さまからインターネットバンキングの申込を受付けた当行本支店をいいます。以下同じです。)を含む当行本支店におけるお客さま名義のすべての口座(投資信託口座ならびに外貨預金口座も含み、以下「全口座」といいます。)のうち、お客さまの本サービスの利用の都度に当行所定のウェブサイト上に利用口座として表示される口座とします。
- ② 利用口座は、当行所定の時期に当行所定の基準および方法により当行所定の種類の口座につき 当行所定の数の範囲内において全口座の中から自動的に選択されるため、将来の選択基準の変更 その他の事由により、利用口座であったものが利用口座でなくなったり、また逆に利用口座でな

かったものが利用口座となったりすることがあります。

(5) 代表口座

- ① 代表口座は、利用口座のうち、代表口座としてあらかじめお客さまより指定のあった申込店におけるお客さま名義の普通預金口座とします。
- ② インターネットバンキングでは、代表口座の変更はお取扱いできません。
- (6) 事前登録振込先口座

事前登録振込先口座は、後記A. およびB. に該当する口座のうち、あらかじめお客さまより指定のあった口座とします。

- A. 当行本支店における第三者名義の普通預金口座または当座預金口座
- B. 当行以外の金融機関の国内本支店におけるお客さま名義または第三者名義の普通預金口座、当座 預金口座および貯蓄預金口座

(7) 指定預金口座

指定預金口座は、投資信託取引関連規定(「投信総合取引規定」「外国証券取引口座規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託特定口座取引規定(特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規定)」「累積投資規定」等により構成されている当行所定の取引関連規定をいいます。以下同じです。)に定める指定預金口座で、あらかじめお客さまより指定のあったお客さま名義の預金口座となります。なお、この口座は、本サービス専用ではなく、インターネットバンキングの代表口座と異なることがあります。

(8) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間内にもかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できないことがあります。

(9)利用限度

本サービスの1日に取扱う取引金額・数量の上限およびその他の利用限度は、当行が別途定めた限度内とします。

(10) 手数料等

- ① 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料等をいただくことがあります。
- ② 本サービスの利用による振込、振替、振込の組戻しおよび変更その他当行所定の取引については、 当行が別途定めた振込手数料、振替手数料、組戻手数料および振込変更手数料その他当行所定の 手数料等をいただきます。
- ③ 前記①および②の手数料等は、当行またはお客さまの指定する口座から、当行が別途定める各種 規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっ さいの提出を要することなく、当行所定の日に当行所定の方法により自動的に引落します。

2. (本人確認等)

(1) 利用開始方法

① ログインIDの届出

本サービスのログインに際して必要となるログイン I Dは、本サービスを初めて利用する初回利用登録の際に、お客さまの端末操作により、「代表口座番号」および「代表口座のキャッシュカード暗証番号」の利用画面上での入力および後記(6)の「届出電話番号認証」をすることにより、当行に届出を行うものとします。

② パスワードの届出

本サービスの利用に際しては、「ログインパスワード」および「取引確認用パスワード」(「ログインパスワード」および「取引確認用パスワード」をあわせて、または各々以下「パスワード」といいます。)と、「秘密の質問・回答」の届出が必要となります。パスワードおよび「秘密の質問・回答」は、本サービスを初めて利用する初回利用登録の際に、お客さまの端末を操作し、上記①ログインIDの届出とともに利用画面上で入力することにより当行に届出を行うものとします。

③ 電子メールアドレスの届出

- A. お客さまは、パスワードの届出に続き、端末の利用画面上で電子メールアドレスの届出を行うものとします。なお、お客さまは、本サービスの利用に関わる当行からの通知・確認手段として、この電子メールアドレスあてのメールサービスが利用されることに同意するものとします。
- B. 電子メールアドレスは、当行所定の方法により、端末の利用画面上において随時変更することができます。電子メールが受信できない場合、一部の取引・サービスがご利用になれません。
- ④ 振込・振替限度額の届出
- A. 本サービスの利用開始時の1日あたりの振込・振替限度額は、初回利用登録の際に当行所定の金額を設定させていただきます。
- B. 本サービスの利用開始後の1日あたりの振込・振替限度額は、当行所定の方法および範囲により、 お客さまが端末の利用画面上において随時変更することができます。

(2) 本人確認手続

- ① お客さまが端末から本サービスを利用する場合は、ログインIDおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワード等当行所定の事項を当行所定の方法により送信、通知するものとします。当行は端末からインターネットを通じて送信、通知されたログインIDおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワード等と、当行に登録されているログインIDおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワード等との一致を確認することにより本人確認を行います。なお、お客さまがスマートフォン等当行所定の機能を備える端末からインターネットバンキングにログインする場合は、当行はログインIDおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワード(ただし、お客さまが後記(5)の生体認証ログイン機能を利用している場合は、これらに代えて、お客さまの当該端末に搭載されている生体認証機能)により本人確認を行います。ただし、当行所定の場合には、後記(3)のワンタイムパスワードの一致の確認が必要な場合があります。また、お客さまのネットワーク環境や利用環境等により、当行が必要と認めた場合は、秘密の質問・回答、後記(6)の届出電話番号認証その他当行が適当と認める方法による追加認証を行う場合があります。
- ② 本サービスで取引照会サービス以外の取引を利用する場合は、前記①の方法に加え、当行所定の以下のいずれかまたはそれらの組み合わせの方法を取るものとします。当行はそれらの一致等を確認することにより本人確認を行います。
 - A. 取引確認用パスワードの入力・送信
 - B. 後記(3)のワンタイムパスワードの入力・送信
 - C. 後記(4)のワンタイムパスワードアプリ取引認証の利用
- ③ 前記①および②の方法に従って本人確認を行い取引を実施した場合には、当行において確認したパスワード等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、当該取引が 権限のないもしくは権限を逸脱したお客さま以外の者の行為等によるものであっても、当行は、

当該取引を有効なものとして取扱います。

④ 前記①および②にかかわらず金融機関による顧客等の本人確認について定めた法令(政令・省令を含みます。以下「本人確認法令」といいます。)に基づき、一旦受付けた取引であっても、お取扱いできないことがあります。

(3) ワンタイムパスワード

- ① 本サービスで当行所定の取引・サービスを行うに際してワンタイムパスワードの利用をご希望 のお客さまは、当行所定の方法により、ワンタイムパスワードの利用申込を行うものとします。
- ② お客さまは、当行所定の方法により、ワンタイムパスワード生成機(以下「トークン」といいます。)をお客さまのスマートフォンまたはタブレット(以下「スマートフォン等」といいます。) にインストールし、初期設定を行うものとします。
- ③ お客さまは、当行所定の取引依頼等において、トークンが生成するワンタイムパスワードを入力し、当行に送信するものとします(なお、端末の仕様等により自動的に送信される場合があります)。
- ④ 当行はお客さまに事前に通知することなくトークンのバージョンを変更する場合があります。 お客さまは、当行所定の方法によりトークンを最新の状態に更新してください。
- ⑤ 本サービスが解約された場合、トークンは無効となります。
- ⑥ お客さまは、トークンをインストールしたスマートフォン等を機種変更・譲渡・廃棄する場合は事前に、トークンをインストールしたスマートフォン等を紛失したり盗まれたりした場合は直ちに、当行所定の方法によりトークンの削除(失効手続)を行うものとします。これらの場合、トークンの削除(失効手続)の完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。また、新しいスマートフォン等を使用する場合には、当行所定の方法によりトークンの再インストールを行うものとします。

(4) ワンタイムパスワードアプリ取引認証

- ① ワンタイムパスワードアプリ取引認証(以下「取引認証」といいます。)とは、トークンを 利用するお客さまがインターネットバンキングにて当行所定の取引を行う際に、トークンを 利用して取引内容の確認を行う機能をいいます。
 - なお、取引認証に対応したトークンをダウンロードできるスマートフォン等は、当行所定の スマートフォン等に限ります。
- ② お客さまが取引認証の設定を行う場合、インターネットバンキングにログインした後、当行 所定の方法により取引認証の申込手続きを行ってください。
- ③ お客さまは、前記②の手続き後、トークンで当行所定の方法により取引認証の利用設定手続きを行ってください。
- ④ お客さまは取引認証の利用解除手続を当行所定の方法によりすることができます。 また、前記(3)⑤等に基づきトークンが無効となった場合は、取引認証の利用も解除されるものとします。
- ⑤ トークンの再インストール前またはトークンの利用停止等により、取引認証の入力を必要と する取引ができなかったことに起因し生じた損害について当行は責任を負いません。また、 取引認証についても、前記(3)⑥の定めが準用されるものとします。

(5) 生体認証ログイン機能

① 生体認証ログイン機能とは、お客さまがスマートフォン等当行所定の機能を備える端末から インターネットバンキングにログインする際の(2)①の本人確認において、ログインIDお よびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワードに 代えて、お客さまのスマートフォン等に搭載されている生体認証機能を利用できる機能をい います。なお、生体認証ログイン機能で利用可能な生体情報(個人の顔、指紋等の身体の一 部の特徴)は当行所定のものに限ります。

- ② 生体認証ログイン機能を利用するためには、当行所定の機能を備える端末により、当行所定の方法で、生体認証ログイン機能の利用登録が必要です。
- ③ 生体認証ログイン機能で利用するお客さまの生体情報は、当行では取得・保存しません。生体情報および当該生体情報を保存されたスマートフォン等は、お客さまがお客さまご自身で厳重に管理してください。
- ④ 生体認証ログイン機能の利用登録後でも、インターネットバンキングについては、ログイン I Dおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワードによるログインと、生体認証ログイン機能によるログインを、お客さまが当行所定の方法により選択することができます。
- ⑤ お客さまは生体認証ログイン機能の利用解除手続を当行所定の方法によりすることができます。

(6) 届出電話番号認証

- ① 届出電話番号認証とは、お客さまが当行にお届出の電話番号(本(6)において以下「届出電話番号」といいます。)から当行が指定する認証先電話番号へ発信し、お客さまから通知された電話番号と届出電話番号の一致を確認したことを以って行うお客さまの本人確認方法をいいます。
- ② 届出電話番号認証は、当行所定の取引・サービスに対し、当行が当該認証を求めた場合に限りご利用いただくこととなります。

(7) パスワードおよびログイン I Dの管理

- ① パスワード、ワンタイムパスワードおよびログインIDは、お客さま自身の責任において第 三者に知られないよう厳重に管理するものとします。なお、お客さまからお問い合わせがあ った際に、お客さまの特定のために当行役職員(当行が本サービスに関する業務を委託する 会社の役職員を含みます。)からお客さまにパスワード、ワンタイムパスワードおよびログ インIDをお尋ねすることはありません。
- ② ログインパスワードおよび取引確認用パスワードは、一定期間毎あるいは不定期に変更するようにしてください。
- ③ ログインパスワードおよび取引確認用パスワードの変更は、インターネットバンキングに ログインし、当行所定の変更画面で新旧のログインパスワードまたは取引確認用パスワード を入力することにより行うことができます。当行が受信した旧ログインパスワードまたは旧 取引確認用パスワードと、当行に登録されているログインパスワードまたは取引確認用パス ワードが一致した場合に、当行は正当なお客さまからの依頼とみなし、新ログインパスワー ドまたは新取引確認用パスワードへの変更を行います。
- ④ 登録済の電子メールアドレスを変更、削除する場合には、インターネットバンキングにログインし、お客さま自身で当行所定の方法により登録してください。
- ⑤ お客さまが、当行以外の第三者が提供する、お客さまの口座情報等をホームページ等で一覧表示する等のサービスを利用するためにパスワード等を第三者に開示する場合には、後記A. からC. までによるものとします。

- A. 当該サービスの利用および当該サービス提供者の選定等は、お客さま自身の責任において行 うものとします。
- B. お客さまが当該サービスを利用するにあたっては、当行は、いかなる場合においても当該サービス提供者の代理人または履行補助者とみなされるものではありません。
- C. 当行は、お客さまが当該サービスを利用するについて、いかなる義務および責任等も負いません。

(8) 利用の停止および再開

- ① インターネットバンキングにて、パスワードまたはワンタイムパスワードが当行所定の回数以上、誤って入力された場合、当行はインターネットバンキングの利用を一時的に停止します。
- ② 前記①またはパスワード、ログイン I Dもしくは秘密の質問・回答の失念等によりインターネットバンキングの利用に支障が生じた場合、引き続きインターネットバンキングを利用するためには、パスワードの再登録、ログイン I Dの再設定または秘密の質問・回答の再登録が必要となりますので、利用再開をご希望のお客さまは、(i)インターネットバンキングログイン画面の各種お手続きから(当行所定のキャッシュカードをお持ちでないお客さまはご利用いただけません。また、お手続き内容によっては、インターネットバンキングでは受付ができないことがあります。)、または(ii)後記A.からC.までのいずれかにその旨を届出て、当行所定の手続(締結済の本契約は解約のうえ再契約していただく場合があります。)を行ってください。詳細は当行所定のウェブサイト等に掲示されている各種お問い合わせ・ご相談などの専用フリーダイヤル(以下「あおぞらホームコール」といいます。)にお問い合わせください。

A. あおぞらホームコール

- B. 申込店
- C. カード紛失共同受付センター (当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の場合。電話番号は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。以下同じです。)
- ③ パスワードおよびログイン I Dが第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合は直ちに、お客さまは、(i)インターネットバンキングログイン後の当行所定の変更画面からパスワードおよびログイン I Dの変更、(ii)前記②A.からC.までのいずれかにその旨の届出(この場合、当行はインターネットバンキングの利用を停止します。)、または(iii)インターネットバンキングログイン画面からインターネットバンキングの緊急利用停止の登録をしてください。
- ④ 前記③(ii)または(iii)により利用停止したインターネットバンキングの利用を再開するには、当行所定のお手続きが必要となりますので、利用再開をご希望のお客さまは、前記②A.からC.までのいずれかにその旨を届出て、当行所定の手続(締結済の本契約は解約のうえ再契約していただく場合があります。詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。)を行ってください。

3. (サービス内容)

(1) 照会サービス

利用口座に関する残高照会および入出金明細照会等のうち、利用口座に応じた当行所定の各種照会サービスです。

(2) 振込

① 手続上指定可能な当行所定の利用口座のうちお客さまが引出口座として指定する口座(以下、この(2)および後記(3)において「引出口座」といいます。)より手続上指定可能な金額を引落し、当

行本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の普通預金口座、当座預金口座または貯蓄預金口座のうち、お客さまが指定する口座(事前登録振込先口座を含み、以下、この(2)および後記 4. (2) ⑤において「振込先口座」といいます。) あてに振込をすることができるサービスです。ただし、店舗、預金種類等によっては、引出口座・振込先口座としてお取扱いできない口座、ご利用いただけないサービスがあります。

② 当行がお客さまからの依頼内容に基づいて振込先の金融機関(当行本支店を含みます。) あてに 振込通知を発信するための当行所定の準備を完了した後は、振込取引の依頼を変更もしくは取り 止めること、または訂正もしくは組戻しの手続を行うことは原則できません。この場合、お客さまと受取人との間で協議してください。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(3) 振替

引出口座より手続上指定可能な金額を引落し、手続上指定可能な当行所定の利用口座のうち、お客さまが入金口座として指定する口座(以下、この(3)において「預入口座」といいます。)に入金することができるサービスです。ただし、店舗、預金種類等によっては、引出口座・預入口座としてお取扱いできない口座、ご利用いただけないサービスがあります。

(4) 定期預金取引

- ① 定期預金の預入、中途解約および満期取扱区分変更を行うことができるサービスです。ただし、 店舗、預金種類等によっては、お取扱いできない定期預金、ご利用いただけないサービスがあり ます。
- ② 預入は、利用口座のうちの普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落し、利用口座のうちの 定期預金口座に入金する方法により行うものとします。
- ③ 満期取扱区分変更は、満期日到来前の利用口座の定期預金について、現在設定されている満期時取扱から変更できる手続です。
- ④ 預入または満期取扱区分変更のうちの元金継続もしくは元利金継続をされる定期預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
- ⑤ インターネットバンキングによる満期取扱区分変更の申込は、当行所定の期間内に限ります。
- (5) 個人向け外貨預金(普通預金・定期預金)取引
- ① 個人向け外貨普通預金の預入および引出、個人向け外貨定期預金の預入、中途解約および満期解 約予約を行うことができるサービスです。ただし、店舗、預金種類等によっては、お取扱いできな い個人向け外貨預金、ご利用いただけないサービスがあります。
- ② お取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。
- ③ 個人向け外貨普通預金の預入は、利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落し、利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行い、個人向け外貨普通預金の引出は、利用口座の個人向け外貨普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落し、利用口座の普通預金口座に入金する方法により行うものとします(ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。)。
- ④ 個人向け外貨定期預金の預入は、後記A.またはB.の口座より手続上指定可能な金額を引落し、 利用口座の個人向け外貨定期預金口座に入金する方法により行うものとします(ただし、当行所 定の条件を満たすものに限ります。)。
 - A. 利用口座の普通預金口座
 - B. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座

- ⑤ 預入される個人向け外貨定期預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
- ⑥ 利用口座の個人向け外貨定期預金の中途解約に係る預金元利金の受取は、解約日に利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします(ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。)。
- ⑦ 利用口座の個人向け外貨定期預金の満期解約予約に係る預金元利金の受取は、満期日に利用口座 の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします(ただし、当行所定の条件 を満たすものに限ります。)。
- ⑧ 個人向け外貨定期預金の満期解約予約は、自動継続停止による解約予約を含みます。
- ⑨ 個人向け外貨定期預金の満期解約予約の申込は、当行所定の期間内に限ります。
- ⑩ お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面に記載の個人向け外貨預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、個人向け外貨預金に係るリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、個人向け外貨定期預金の預入に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。

(6) 投資信託取引

① 後記A.およびB.に記載の取引の依頼をすることができるサービスです。なお、投資信託取引の場合、その成立に必要な書類等の受領、提出その他の手続を当行所定の時限までにおとりいただくことがあります。

A. 買付取引

手続上指定可能な当行所定の利用口座のうちお客さまが投資信託受益権または証券投資信託受益証券(以下「投資信託受益権等」といいます。)の買付代金等の引出口座として指定する口座(以下、この(6)において「投信引出口座」といいます。)より手続上指定可能な金額を引落し、投資信託受益権等を買付け、利用口座の投資信託口座にて保護預り、記載、記録、取扱いをする取引。

B. 換金 (解約) 取引

利用口座の投資信託口座における投資信託受益権等の全部または一部を換金 (解約) し、指定預金口座に入金する取引。

- ② 投資信託受益権等の購入・募集注文に際して、お客さまは、あらかじめ当行が所定の方法により 交付する当該商品の投資信託説明書(目論見書)および目論見書補完書面に記載の当該商品の商 品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、投資信託取引に係るリスクについては、 お客さま自らの判断と責任において引き受けるものとします。なお、投資信託受益権等の取得に 係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。
- ③ 本サービスにおける投資信託取引の利用時間は当行が別途定めるものとし、かかる利用時間はこの規定や「投資信託取引関連規定」等に定めたものと異なることがあります。
- ④ 1回当たりの取引の限度額および1日当たりの取引の限度額および回数は、当行の定めるそれぞれの金額および回数とします。
- ⑤ 投資信託取引における取引日付(約定日、受渡日等)、取引方法等については、当行所定のもの とします(依頼成立日と約定日は異なることがあります。)。
- ⑥ 精算代金の受渡方法は後記A. およびB. のとおりとします。
 - A. 取得代金の支払は、投信引出口座から必要な金額を引落し、当行で別に定める決済専用口座 へ入金する方法により行うものとします。
 - B. 解約金・売却代金・償還金・収益分配金の受取は、指定預金口座に入金する方法により行う

ものとします。

- ⑦ 投資信託受益権等は、すべて利用口座の投資信託口座にて保護預りまたは記載もしくは記録され、取扱われます。
- ⑧ 後記A.またはB.に該当する場合には、本サービスにて投資信託取引をご利用いただけません。 A. お客さまが指定預金口座を解約した場合。
 - B. お客さまが投資信託口座を解約した場合。

(7) 住所変更申込

- ① 当行へ届出の住所および電話番号等について、インターネットバンキングで変更を申し込むことができるサービスです。
- ② 住所変更の手続は当行所定の方法により行います。
- ③ インターネットバンキングによる住所変更の届出を当行が受付けた場合には、お客さまが指定 した口座を含む、すべての口座について同様に変更するものとします。
- ④ ご希望の変更内容によっては、インターネットバンキングでは受付ができないことがあります。 この場合、住所変更の申込(ただし、当行所定のものに限ります。)をするには、当行所定の手 続(詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。)が必要となります。
- (8) キャッシュカード引出限度額変更
 - ① 当行所定のキャッシュカード (Visa デビット機能が付帯されたものも含みます。以下「キャッシュカード」といいます。) に関し、インターネットバンキングにて、利用口座の当行本支店におけるお客さま名義の普通預金口座からCD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする1日あたりの引出限度額を変更することができるサービスです。
 - ② 変更することができる当該1日あたりの引出限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 引出限度額の変更の手続は当行所定の方法により行います。
- (9) 振込・振替限度額の変更
- ① インターネットバンキングにおける1日あたりの振込・振替限度額を、インターネットバンキングで変更することができるサービスです。
- ② 変更することができる当該 1 日あたりの振込・振替限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ 振込・振替限度額の変更の手続は当行所定の方法により行います。
- (10) 磁気不良によるキャッシュカードの再発行
 - ① インターネットバンキングにて、お客さまが指定したお客さま名義の普通預金口座のキャッシュカードの再発行の申込を受け付けるサービスです。ただし、当行所定の条件を満たしている場合に限ります。
- ② キャッシュカードの再発行の申出を受付できる再発行事由は「磁気不良によるキャッシュカードの再発行」のみになります。紛失・盗難、暗証番号失念等によるキャッシュカードの再発行は、本(10)によるサービスでの受付はできません。
- ③ 当行のお客さまに対する再発行したキャッシュカードの交付は当行所定の方法によるものとします。お客さまの届出の氏名、住所宛に当行から発送したキャッシュカードが、未着となって当行に返戻された場合、未着となった理由のいかんを問わず、返戻されたキャッシュカードは、当行からの通知によって破棄することができ、お客さまはこのことにあらかじめ同意し、キャッシュカードの交付を希望するときは、改めてそのための所定の手続のいっさいを行うものとします。
- ④ 本(10)による、キャッシュカードの再発行のお客さまからの申出を当行が受付した後は、お客

さまによる申出の変更・取消はできません。ただし、当行所定の条件を満たしていないことが判明した場合、取消となることがあります。

(11) 残高証明書発行

- ① インターネットバンキングにて、お客さまが指定した当行本支店におけるお客さま名義の預金 口座の残高証明書の発行の依頼を受け付けるサービスです。ただし、当行所定の条件を満たして いる場合に限ります。
- ② 残高証明書の対象となる取引は、当行所定のお客さま名義の円預金口座に限ります。
- ③ 残高証明書発行サービスで依頼できる残高証明書の証明日は、原則、お客さまの円預金口座開設日から受付日までの各日のうちお客さまが指定した日となります。
- ④ 残高証明書は和文のほか、英文での発行も可能です。ただし、金額は円貨表示になります。
- ⑤ 残高証明書は、お客さまの届出の住所宛に発送します。残高証明書が未着として当行に返戻された場合、当行は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当行の責めに帰することができない事由により紛争が生じても、当行は責任を負いません。また、未着となった事由のいかんに関わらず手数料等は返却いたしません。残高証明書の交付を希望するときは、改めてそのための所定の手続のいっさいを行うものとします。
- ⑥ 本(11)による、残高証明書の発行のお客さまからの依頼を当行が受付した後は、お客さまによる依頼の変更・取消はできません。ただし、当行所定の条件を満たしていないことが判明した場合、取消となることがあります。

(12) 取引記録発行

- ① インターネットバンキングにて、お客さまが指定した当行本支店におけるお客さま名義の預金 口座の取引記録の発行の依頼を受け付けるサービスです。ただし、当行所定の条件を満たしてい る場合に限ります。
- ② 取引記録発行の対象となる取引は、代表口座または利用口座のうち当行所定のお客さま名義の円預金口座に限ります。
- ③ 取引記録発行サービスで依頼できる取引記録の期間は、原則、お客さまの円預金口座開設日から 受付日までのうちお客さまが指定した期間となります。
- ④ 取引記録は、お客さまの届出の住所宛に発送します。取引記録が未着として当行に返戻された場合、当行は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当行の責めに帰することができない事由により紛争が生じても、当行は責任を負いません。また、未着となった事由のいかんに関わらず手数料等は返却いたしません。取引記録の交付を希望するときは、改めてそのための所定の手続のいっさいを行うものとします。
- ⑤ 本 (12) による取引記録の発行のお客さまからの依頼を当行が受付した後は、お客さまによる依頼の変更・取消はできません。ただし、当行所定の条件を満たしていないことが判明した場合、取消となることがあります。

(13) 各種変更の届出

- ① 当行に届出の事項のうち、前記(7)から(12)までの事項以外の、ログインパスワード、電子メールアドレスなど当行所定の事項について、インターネットバンキングで変更(初期化を含みます。以下、本(13)において同じです。)を申し込むことができるサービスです。
- ② 各種変更の届出の手続は当行所定の方法により行います。
- ③ 受付けた変更の届出の種類・内容によっては、お客さまから届出の対象とする口座の指定がある と否とを問わず、すべての口座について同様に変更することがあります。

④ ご希望の変更内容によっては、インターネットバンキングでは受付ができないことがあります。 この場合、各種変更の届出(ただし、当行所定のものに限ります。)をするには、当行所定の手 続(詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。)が必要となります。

(14) 電子交付サービス

金融商品取引法その他の法令によりお客さまへの交付が義務付けられている書面およびその他の当行がお客さまに交付する書面のうち、当行が当該サービスの対象として定め、当行ホームページに掲示した書面を紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービスです。当該サービスの利用を別途申込み、当行が承諾したお客さまによりご利用いただけます。

- 4. (取引の依頼および成立)
- (1) 照会サービス
- ① 照会サービスの依頼
- A. 照会サービスの依頼方法および手続は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。
- B. 当行は、前記 2. (2) ①または②の方法に従って本人確認を行った場合には、送信者をお客さまと みなし、受信電文を正当なものとみなします。
 - C. 当行は、お客さまからの依頼内容を当行所定の方法でお客さまに確認いたしますので、お客さまは、その内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により依頼内容を当行に通知するものとします。お客さまからの依頼内容は、当行が通知者をお客さまとみなし、この通知を正当なものとみなした時点で確定するものとします。
 - D. お客さまからの依頼内容が確定したときは、当行が後記②A.により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行がこれらの全部または一部の取扱いをするのが適当と認めた場合を除き、原則できないものとします。
 - ② 照会サービスの利用
 - A. 確定したお客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、当行が当該依頼内容に係る照会結果等を返信することをもって行うものとします。
 - B. 照会サービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上指定可能な利用口座は、当行所定のものに限ります。
 - C. 前記A. において、当行がお客さまに返信する照会結果等(照会時の取引処理状況等によっては正確性を欠いた内容を含むことがあります。)は、残高や入出金明細等を当行が証明するものではなく、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、お客さまに通知することなく、変更または取消をすることがあります。当行はこのような変更または取消のために生じた損害については、いっさい責任を負いません。
- (2) 資金移動等サービス
 - ① 資金移動等サービスの内容

資金移動等サービスとは、前記 3.(2)から(6)までに定める各サービスのことをいいます。

- ② 資金移動等サービスの依頼
 - A. 資金移動等サービスの依頼方法および手続は、当行の定める方法および手順に基づくものと します。
 - B. 当行は、前記 2. (2) ①または②の方法に従って本人確認を行った場合には、送信者をお客さまとみなし、受信電文を正当なものとみなします。
 - C. 当行は、お客さまからの依頼内容を当行所定の方法でお客さまに確認いたしますので、お客

さまは、その内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により依頼内容を当行に通知するものとします。お客さまからの依頼内容は、当行が通知者をお客さまとみなし、この通知を正当なものとみなした時点で確定するものとします。

D. お客さまからの依頼内容が確定したときは、当行が後記③A.により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行がこれらの全部または一部の取扱いをするのが適当と認めた場合(商品によっては当行所定の時限内に限り別途定める手続をしていただける場合にかかる取扱いをするのが適当と認めることがあります。)を除き、原則できないものとします。

③ 資金移動等サービスの利用

- A. 確定したお客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、当行が当該依頼内容に係る取引の処理手続に着手することをもって行うものとします。ただし、後記④A.からI.までのいずれか一つにでも該当する場合には、当該依頼内容に係る取引は成立しなかったものとして取扱います。
- B. 前記A. の処理手続において、取引金額・数量の引落し等の処理をする必要がある場合、当行は、別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日に、当行所定の方法により、取引金額・数量の引落し等の処理をすることができるものとします。
- C. 前記B. において、取引金額・数量の引落し等の処理とは、振込、振替、預金の預入・解約・ 払戻し・書替継続等および投資信託受益権等の取得・解約等の際に、手続上指定可能な利用口 座および投信引出口座のうちお客さまが指定した口座(以下「引落し等指定口座」といいます。) について行う引落し等の処理のことをいいます。
- D. 資金移動等サービスによる取引の対象とすることが可能な預金および投資信託の種類・商品は、当行所定のものに限ります。
- E. お客さまからの依頼内容に係る取引の約定日・処理日・処理指定日・処理金額その他の内容・ 条件、資金移動等サービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上指定可能な利用口座、 指定預金口座および投信引出口座は、当行所定のものに限ります。
- F. 当行が別途定める当日扱いの締切時刻以降に受付けた取引および銀行休業日に受付けた取引 については、翌銀行営業日扱いとさせていただくことがあります。
- G. 異なる通貨への換算を行う必要がある資金移動等サービスについては、取引時における当行 所定の外国為替相場を適用するものとします。
- H. 口座の残高不足等による取引の不成立その他の事由により当行に生じた損害については、お客さまの負担になります。

④ 取引の不成立

後記A.からI.までのいずれか一つにでも該当する場合には、お客さまからの依頼内容に係る取引は、当行のお客さまに対する承諾のいかんにかかわらず、不成立となります。この場合、当行はお客さまに対して特に通知いたしませんので、後記⑥に従いお客さまご自身で取引の成否を確認してください。なお、かかる取扱いによりお客さまに生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

A. お客さまからの依頼内容に係る取引の処理手続において、取引金額・数量等(手数料・消費 税等を含むことがあります。)が、当該取引の引落し等指定口座から引落し等の処理をするこ とができる金額・数量等を超えるとき。

- B. お客さまが指定した口座(引落し等指定口座を含みます。)が一つでも解約済であるなど不存在のとき。
- C. 引落し等指定口座について、お客さまから支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定 の手続を行ったとき。
- D. 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。
- E. 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの 所在が不明となったことが判明したとき。
- F. 本人確認法令に基づく本人確認が行えなかったとき。
- G. 通信機器、回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等(電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。)により、取扱いができなくなったとき。
- H. お客さまからの依頼内容が確定してから取引の処理日・処理指定日までの市場環境その他の 前提事情の変更等により、当行が当該取引に係る契約を成立させない処理(商品の取扱中止、 申込みの取消処理等の形式のいかんを問いません。)を必要と認めたとき。
- I. 前記A.からH.までのほか、取引の成立に必要な書類等の受領、提出その他の手続が当行所 定の時限までに完了しないなどのやむを得ない事情があり、当行が取扱いを不適当または不可能と認めたとき。

⑤ 取引の処理不能

前記④のほか、振込先口座不存在などの理由により振込先金融機関から振込資金が返却されたとき、または振込先金融機関に振込資金が到着しなかったときなど、振込その他の資金移動等サービスの取引において指定された口座への入金等(投資信託受益権等の購入・保護預り等の処理手続を含みます。)ができない場合には、当行はお客さまの承諾なしに、当該振込金額またはその他の資金移動等サービスに係る取引金額を、当行所定の手数料等があるときはこれを控除して、当行所定の方法により、当該取引の引落し等指定口座に戻入れます。この場合、引落し済の振込手数料等の返却はいたしません。

⑥ 取引内容の確認

- A. 資金移動等サービスによる取引後は、すみやかに取引内容が記載された当行所定の郵便物、 通帳記入またはインターネットバンキングによる照会サービスの利用等により、取引内容を照 合してください。万一、取引内容や残高等に相違がある場合には、直ちにその旨をあおぞらホ ームコールまたは申込店に届出てください。当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の 場合は、カード紛失共同受付センターに直ちにその旨を届出てください。
- B. 前記A. において、お客さまが照合することができる取引内容は、当行所定のものに限ります。
- C. 前記A. において、取引内容が記載された当行所定の郵便物とは、資金移動等サービスのうち 当行所定の取引を行ったものについて、お客さまの申出にかかわらず、当行がお客さまの届出 の住所あてに発送する送付書類のことをいいます。

(3) 申込みサービス

- ① 申込みサービスの内容 申込みサービスとは、前記 3. (7)から(13)までに定める各サービスのことをいいます。
- ② 申込みサービスの依頼
 - A. 申込みサービスの依頼方法および手続は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。

- B. 当行は、前記 2. (2) ①または②の方法に従って本人確認を行った場合には、送信者をお客さまとみなし、受信電文を正当なものとみなします。
- C. 当行は、お客さまからの依頼内容を当行所定の方法でお客さまに確認いたしますので、お客さまは、その内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により依頼内容を当行に通知するものとします。お客さまからの依頼内容は、当行が通知者をお客さまとみなし、この通知を正当なものとみなした時点で確定するものとします。
- D. お客さまからの依頼内容が確定したときは、当行が後記③A.により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行がこれらの全部または一部の取扱いをするのが適当と認めた場合を除き、原則できないものとします。

③ 申込みサービスの利用

- A. 確定したお客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、当行が当該依頼内容に係る事務処理手続に着手することをもって行うものとします。
- B. 申込みサービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上利用可能なサービスは、当行所 定のものに限ります。
- C. 応答済の内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、お客さまに通知する ことなく、変更または取消をすることがあります。当行はこのような変更または取消のために 生じた損害については、いっさい責任を負いません。

④ 申込内容の確認

- A. 申込みサービスの利用後は、その利用に係る依頼日時や手続の成否等を記載した電子メールがお客さまの届出の電子メールアドレスあてに送信されますので、すみやかにインターネットバンキングによる照会サービスの利用等により、申込内容を照合してください。万一、申込内容等に相違がある場合には、直ちにその旨をあおぞらホームコールまたは申込店に届出てください。当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の場合は、カード紛失共同受付センターに直ちにその旨を届出てください。
- B. 前記A. において、お客さまが照合することができる申込内容は、当行所定のものに限ります。

5. (届出事項の変更等)

- (1) 本サービスの初回利用時には、当行とお客さまとの取引に係る通知を行うための当行からお客さまへの電子メールの送信先として、お客さまの電子メールアドレスを当行所定の方法により届出ていただきます。
- (2) 氏名、住所、電話番号、印章、電子メールアドレスその他の届出事項に変更がある場合には、当行所定の方法により直ちに届出てください。
- (3) 印章を失った場合には、直ちにお客さまからあおぞらホームコールまたは申込店にその旨届出てください。当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の場合は、カード紛失共同受付センターに直ちにその旨を届出てください。
- (4) 前記(2)および(3)の届出等を当行所定の手続により受付けるよりも前に生じた損害については、 当行はいっさい責任を負いません。また、前記(3)の届出等がなされた場合でも、それより前にイン ターネットバンキングによりなされた予約取引等については、実行されることがあります。
- (5) お客さまの届出の住所あてに当行が通知または送付書類を発送した場合には、郵便事情等の理由により延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それに

よって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

- (6) お客さまの届出の電子メールアドレスあてに当行が電子メールを送信した場合には、通信事情等の理由により延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (7) お客さまの届出の住所あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、 当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものと します。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

6. (依頼内容・取引履歴の保管)

- (1) お客さまがインターネットバンキングを利用して行った依頼内容・取引履歴は、電磁的記録等により、当行において相当期間保管されます。
- (2) 前記 4. (2) ⑥による照合の結果、取引内容または残高等について相違があることが判明し、お客さまと当行との間で疑義が生じた場合には、前記(1)にて定める当行保管の電磁的記録等の内容を正当なものとして取扱います。

7. (顧客情報の取扱い)

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社、関連会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができるものとします。

8. (日本国外からの利用)

お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、お客さまは本サービスを利用することはできません。お客さまが、この場合以外で、一時的に日本国外から利用される場合には、当行はそれらの利用に係る行為がすべて日本国内で行われたものとみなします。また、その国の法律・制度・通信事情・端末の仕様などによっては、ご利用いただけないことがあります。なお、日本国外からの利用によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

9. (譲渡・質入れ等の禁止)

本契約上の地位その他本サービスに係るいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利の 設定をし、または第三者に貸与その他の利用をさせることはできません。

10. (契約期間)

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とします。また、お客さままたは当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降毎年同様に継続されるものとします。

11. (解約等)

(1) 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行の都合による解約の場合には、当行はお客さまあてに通知を行うものとし、お客さまの都合による解約の場合に

- は、お客さまは当行所定の方法により当行に届出を行うものとします。当行よりお客さまあての通知は、お客さまの届出の住所または電子メールアドレスあてに行いますが、通知が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 代表口座に該当しない利用口座の一部または全部が解約された場合には、本契約のうち当該解約 口座に関する部分も解約されたものとみなします。また、代表口座に該当する利用口座が解約され た場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (3) 前記(1)および(2)の場合、本サービスの利用による取引で未完了のものが残っているときなど、当行が必要と認めたときは、本契約を即時に解約できないことがあります。また、本契約が解約されても、それより前にインターネットバンキングによりなされた予約取引等については、実行されることがあります。
- (4) お客さまにつき後記①から⑦までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、当行からお客さまに事前の通知等をすることなく、いつでも当行は本契約を解約し、または本サービスの一部もしくは全部を停止することができるものとします。
 - ① 支払の停止があったとき、または特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的整理手続開始の申立(日本国外における同様の申立を含みます。)があったときなど、債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立があったとき、もしくはかかる手続が開始されたとき。
 - ② お客さまの預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ③ 相続の開始があったとき。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所 在が不明となったことが判明したとき。
 - ⑤ お客さまが当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - ⑥ お客さまがこの規定または当行との他の取引約定に違反したとき。
 - ⑦ 前記①から⑥までのほか、当行が本契約の解除を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (5) 本サービスの途中で本契約を解約した場合であっても、いったん徴収した手数料等は返却しません。また、本契約の解約によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

12. (パスワード等の盗用による損害)

- (1) パスワード等の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引については、お客さまがパスワード等の盗用または不正な取引に気づいてから速やかに当行へ通知した場合で、かつ当行所定の事項を満たすときは、お客さまは当行に対して後記(2)による補てん対象額の補てんを請求することができます。
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、不正な取引がお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた取引に係る損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(この規定において「補てん対象額」といいます。)を限度として補てんするものとします。ただし、お客さまの過失の程度によっては、補てんを行わない、または補てん対象額から減額したうえで補てんを行う場合があります。
- (3) 前記(1)および(2)の規定は、前記(1)に係る、当行への通知が、パスワード等が盗用された日(パ

スワード等が盗用された日が明らかでないときは、パスワード等の盗用による不正な取引が最初に 行われた日)から2年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。

- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、後記のいずれかに該当する場合には、当行は補てんを行いません。
 - ①不正な取引が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、後記A. またはB. のいずれかに該当すること。
 - A. お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人に よって行われたこと。
 - B. お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - ②パスワード等の盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。
- (5) 当行が前記(2)による補てんを行う場合において、お客さまが当行以外の者より損失の補償等を受けているときは、この補償等を受けた額の限度において、補てんは行わないものとします。また、お客さまが、不正な取引を行った者から、当該不正な取引に関して損害の賠償または不当利得の返還を受けた場合も、その受けた賠償金または返還金の限度において同様とします。
- (6) 当行が前記(2)による補てんを行った場合には、お客さまは当該補てんを行った金額の限度において、不正な取引の支払原資となった預金に関する払戻請求権は消滅します。

13. (免責事項)

- (1) お客さまによる本サービスの利用に伴い当行またはお客さまの指定する口座から引落した金額の全部または一部をお客さまに返金する場合、当行は、別に定めがあるときを除き、預金利息、損害金をつけません。返金手続の遅延等に伴いお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 後記①から⑤までの各場合に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
 - ① 災害、事変、輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置等の事由または当行の責めに帰することができない事由により、取扱いに遅延、停止または不能が生じたとき。
 - ② 当行の責めに帰することができない事由により、端末・通信機器、回線・通信網、コンピュータ 等に故障、障害等(電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。)があったとき。
 - ③ 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行から伝達された情報等に誤謬、脱漏、欠落等が生じたとき。
 - ④ 当行以外の金融機関・投資信託委託会社等の責めに帰すべき事由があったとき。
 - ⑤ 前記①から④までのほか、当行の責めに帰することができないとき。
- (3) 後記①から③までの各場合、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
 - ① お客さまが当行所定の方法により届出た住所または電子メールアドレスが、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の住所または電子メールアドレスになっていた場合。
 - ② お客さまから送信、通知されたパスワード等、口座番号等および依頼内容等が、回線・通信網等 の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、お客さ ま以外の第三者の知り得るところとなった場合。
 - ③ 本サービスの利用による取引内容や残高等について、お客さまと当行との間で疑義が生じ、前記

- 6. (2) による取扱いをした場合。
- (4) 前記 4. の(1)①、(2)②または(3)②により、正当な権限を有するお客さまからの依頼であるとみなしてその依頼を受付けて取扱いましたうえは、本人確認に供された情報および確認事項(ワンタイムパスワード、パスワードおよび生体情報も含みますが、これらに限りません。以下同じです。)につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が権限のないもしくは権限を逸脱したお客さま以外の者の行為等によるものであっても、それらのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行は、前記 12. による補てん責任を負う場合を除き、いっさい責任を負いません。
- (5) 本サービスの利用において、お客さまが記名押印した申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、印章またはそれらの書類につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。ただし、BANK支店との「印鑑レス取引」(当行の「BANK取引規定」4. に定めるところによる。)については、原則、本(5)は適用されず、当行が別途定める「BANK取引規定」4. (3) から (5) が適用されます。
- (6) 当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行 の予見可能性の有無にかかわらず、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または 重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (7) この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。

14. (サービスの種類・内容等の改廃および規定の変更)

- (1) 本契約におけるサービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、改廃のために、一時的にサービスの一部または全部の利用を停止させていただくことがあります。
- (2) 本サービスにかかる利用時間、利用限度、手数料等は、当行の都合で改廃することがあります。
- (3) 前記(1)および(2)の改廃および変更については、当行が適当と認める方法および範囲で告知します。
- (4) 前記(1) から(3) の定めにかかわらず、不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合や、当行がサービスの利用停止または中止を必要とする相当の事由が生じた場合、お客さまに事前に通知または告知することなく、サービスの利用を一時的に停止または中止します。なお、サービスの改廃、変更、利用の停止または中止によって生じた損害について、当行はいっさい責任を負いません。
- (5) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (6) 前記(5)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

15. (規定の準用)

(1) この規定に定めのない事項については、BANK以外の当行本支店を本契約の申込店とするお客さまの場合は、当行の「普通預金規定(通帳式)」「あおぞらダイレクト定期預金規定」「自動継続あおぞらダイレクト定期預金規定」「一部解約可能型定期預金(複利型)規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス(Visaデビット)規定」「振込規定」「投資

信託取引関連規定」「個人向け外貨預金取引関連規定」ならびにその他の取引関連諸規定により、BANKを本契約の申込店とするお客さまの場合は、当行の「BANK取引規定」「普通預金規定 (BANK)」「あおぞらネット定期預金規定」「BANK The 定期預金規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス (Visa デビット) 規定」「振込規定」「BANKアプリ規定」「電子交付サービス利用規定」ならびにその他の取引関連諸規定により、取扱います。

(2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとします。

16. (準拠法・管轄)

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日:2025年2月17日